

水道管からの噴出事故について

1 噴出事故の発生状況

令和2年2月8日（土）午前9時45分頃に旭区都岡町14番地先において、都岡幹線（直径110センチメートル）に設置されている空気弁※（直径15センチメートル、昭和63年設置）の取替作業中に、道路上に水が噴出する事故が発生しました。

発生後に関係する水道管の弁を閉止し11時5分に水の噴出を止めました。

※ 空気弁とは水道管内の空気を抜く、または水道管内へ空気を入れる役目を果たす弁です。



図1 事故発生場所

図2 噴出時の状況

2 事故原因

請負事業者への聞き取り調査により、以下の事実を確認しました。

空気弁の取替えは仕切弁を閉め、水道管と空気弁の間を止水してから行うものですが、今回の事故は仕切弁が開いたままの状態ですぐに空気弁を撤去してしまったことが原因です。

こうした事故を防ぐために局監督員から止水の確認を行う方法を指示していたにもかかわらず、その操作も不十分でした。

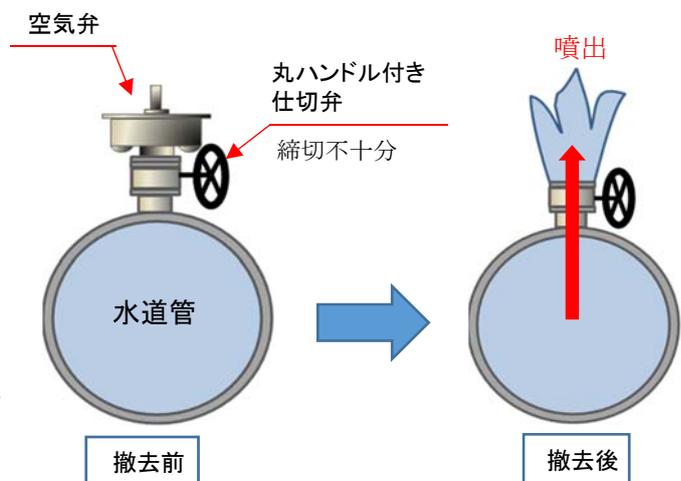


図3 事故イメージ

3 被害状況

この事故によりお客さまへの給水への影響及び人的被害は発生しませんでした。近隣の店舗2軒に流れ込んだ水による浸水などの物損被害が生じました。

物損被害につきましては、請負事業者が補償を行います。

4 今後の対応

請負事業者に対して、作業手順遵守や確認作業の徹底を指導します。局内においても、作業手順書の見直しを行うなどにより、再発防止に取り組みます。